農機具共済約款



愛知県農業共済組合

農機具損害共済約款

第1章 補償の内容

(共済金額)

- 第1条 共済金額は、事業規程に定める額を最高の額として加入 者が申し出た金額とします。
- 者が申し出た金額とします。 2台以上の共済目的を一つの共済金額で共済関係を締結した 場合(以下「包括契約」といいます。)には、それぞれの新調 達価額(共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有す る新規の農機具を取得するために要する価額をいいます。以下 同様とします。)の割合によって共済金額を按分し、その按分 額をそれぞの共済目的に対する共済金額とします。

(共済目的の範囲)

- 第2条
- 2条 共済目的は、加入者の所有又は管理する未使用の状態で 取得された農機具とします。 前項に規定する農機具の附属装置は、農機具共済加入申込書 に共済目的とする旨を記載していないときは共済目的には含 まれません

(共済責任期間)

- (共済貢仕期間) 第3条 共済責任期間は、1年(農機具損害共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間)とし、加入者がこの組合に共済掛金等(共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。)を払い込んだ日(第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日)の午後4時から始まり、末日の午後4時に終われます。 わります
- 前項の規定にかかわらず、加入者が農機具損害共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済推金等を払 い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ目の午後4時から 始まります。
- 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、災害共済金を支払いません。この組合は、共済関係が成立した場合は、加入者に共済証券
- を交付します。

第2章 共済金の支払

(災害共済金を支払う場合)

- 条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって 共済目的に生じた新調達価額の減少(以下「損害」といいます。 損害には防災又は緊急避難に必要な必定はよって発生した損 第4条 害を含みます。以下同様とします。) に対して災害共済金を支 払います。
 - 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、炎難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損 (1) 火災、
 - (2) 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込み、その他これらに類する稼働中の事故
 - (3) 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害(地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)及び落雷による損害を除きます。)

- (災害共済金を支払わない損害) 第5条 この組合は、次に掲げる損害に対しては災害共済金を支 払いません
 - (1) 加入者又はその者の法定代理人(加入者が法人であると きは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。)の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第35条(他人の所有する農機具生済に持した場合) の規定により、他人の所有する農機具を農機具損害共済

- に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
 (2)加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害(その親族が加入者に災害共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。)
 (3)加入者でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取ることが出来しては、この者となるの人のは完け、理
- (3) 加入者でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害(他の者が受け取るべき金額については除きます。)。ただし、第35条(他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合)の規定により、他人の所有する農機具を農機具損害共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害(4)運転者の故意によって発生した損害(5)農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害(5)農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害(6)共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害(7)故障(偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電気的又は機械的損害をいいます。)によって発生した損

- 気的又は機械的損害をいいます。)によって発生した損
- (8) 凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害
- (9) 次に掲げる消耗部品にのみ発生した損害

次に指りる相社的品にの好発生した損害
エアクリーナ・エレメント、燃料フィルタ・エレメント、エンジン・オイル・フィルタ(カートリッジ)、ミッション・オイル・フィルタ(カートリッジ)、油圧オイル・フィルタ(カートリッジ)、油圧オイル・フィルタ(カートリッジ)、エンジン・ファン・ベルト、パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジェータ・ホース、モニターやメータのランプなど)、ヒューズ(ヒュを含む)、電気配線(ワイヤーハーネ・スを類(明定爪、ずル・リンクを含む)、電気配線(ワイヤーハーネ・スを類(明定爪、可動爪など)、苗のせ台摺動部品、ケーブル(ワイヤー)類、HSTオイル・フィルタ(カートリッジ)、ベルト類(エンジンファン、ミッション、刈取、こぎ胴、振動、選別、トエーンなど)、かき込みボイル、チェーンなり、かき込み(突起付き)、ベルテに、無先)、ティーンなどで、各種でピン等も含む)、刈刃(別別、で別、でアカなど)、こぎ歯(各種こぎ歯、わら切歯、別の理別、こぎ歯など)、フィヤー類(スロットル)、変速、クラッチ、駐車ブレーキワイヤーなど)グリス類、不凍液、その他消耗部品と考えられるもの

- この組合は、次に掲げる損害(次に掲げる事由によって発生した前条(災害共済金を支払う場合)の事故が延焼又は拡大して発生した損害及び発生原因のいかんを問わず同条の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して発生した損害を含みます。)に対しては、災害共済金を支払いません。
 (1)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によって発生した損害
 (2)前条(災害共済金を支払う場合)第3号の地震等による損害には、次のものを含みます。

 - 損害には、次のものを含みます。 ア 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損

害

- イ 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又
- は拡大して発生した損害 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大 して発生した損害
- (3)核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。) 若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂 生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な 特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生し た損害

- (災害共済金を支払わない場合) 第6条 この組合は、次の場合には災害共済金の全部又は一部を 第6条 支払いません。
 - (1) 加入者が第25条(損害発生の場合の手続)第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合
 (2) 加入者が正当な理由がないのに第25条(損害発生の場合
 - の手続) 第2項の調査を妨害した場合
 - (3) 加入者が第26条(損害防止義務)第3項の指示に従わな かった場合
 - (4) 第14条 (重大事由による解除) 第1項により解除した場
 - (5) 加入者が災害共済金の支払請求手続を行使することがで きる時から3年間行使しない場合

- (6) 第21条(告知・通知義務の承認の場合)の規定により共
- (6) 第21条 (音知・通知義務の承認の場合) の規定により共済排金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合
 この組合は、前項第1号に該当する場合には、第7条第1項の規定による災害共済金と、第7条第2項の損害の額から当該損害の額に次表の左欄に掲げる遅延期間に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を損害の額と見なして算出した災害共済金との差額について、災害共済金を支払かないものとする。

通知の遅滞期間	削減割合
事故発生後6か月以上通知が遅延した場合	30%
事故発生後1年以上通知が遅延した場合	50%
事故発生通知時において、既に損害箇所が復旧されていること及び事故発生通知が遅れたことにより、損害評価(損害箇所の確認)が不可能となった場合	100%

第3章 共済金の支払額

(災害共済金の支払額)

- 第7条 この組合が第4条 (災害共済金を支払う場合) の事故に 対して支払う災害共済金の額は、1回の事故につき次項の損害 の額に共済金額(共済金額が新調達価額を超える場合は、新調 達価額に相当する金額とします。以下同様とします。) の新調達価額に対する割合を乗じて得た金額とします。ただし、同一
- 生間観に対する語言を来して特に金額とします。ただし、同一 共済責任期間における災害共済金の額の合計は共済金額に相 当する金額を限度とします。 この組合が第4条(災害共済金を支払う場合)の事故に対し て災害共済金を支払うべき損害の額は、共済目的の新調達価額 を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧(修理するこ と又は当該共済目的と同一若しくは類似の性能を有する農機具を再取得することをいいます。以下同様とします。)するために必要な費用の最低額によって組合が定めます。
- 加入者が第26条 (損害防止義務) 第1項又は第2項の規定に よる義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減すること

表1

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	削減割合
飛び降り、飛び乗り運転及び無人での走行	
移動中、出庫・格納中、積載作業中における事故	
駐停車中におけるブレーキの不完全	20%
整備・点検不良に起因する事故	20 70
格納場所における管理不十分により発生した盗難 事故	
上記以外の原因による事故	10%

(注) 火災、落雷、破裂又は爆発、鳥獣害、第三者の行為によ るき損及び自然災害には適用しない。

表2

事故形態により損害の防止又は軽減をすることが できたと認められる場合	削減割合
格納場所以外で発生した盗難事故 火気の近接	
第三者との事故において加入者の過失割合が 50% を超える事故	30%
エンジンの稼動中又は停止直後の帯熱中における 燃料補給	30 /6
クローラのみに生じた事故(自然消耗によらない 場合)	
クローラの自然消耗・磨耗等が原因により生じた 事故	100%
上記以外の原因による事故	10%

落雷、破裂又は爆発、鳥獣害、第三者の行為によ (注)火災 るき損及び自然災害には適用しない。

同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており 2回目以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認めら れる場合

, - 3 % H	
事故回数	削減割合
2回	10%
3回	30%
4回	50%

- 第4条(災害共済金を支払う場合)の損害の額が、 満たない場合には、第1項の規定にかかわらず災害共済金は支 払いません。
- 災害共済金の算出の基礎となる共済価額及び損害の額は損害 が発生した場所及び時における価額によるものとしこの組合 が決定します。

(復旧義務)

- 第8条 加入者は、共済目的に第4条(災害共済金を支払う場合) 8条 加入者は、共済目的に第4条(災害共済金を支払う場合)の損害が発生した場合には、1年以内に共済目的を復旧しなければなりません。ただし、この組合は、その損害に係る災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む場合は、当該市町村の区域内において当該損害が生じた共済目的については、3年を限り、その期間を延長することができます。加入者は、前項の復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨をこの組合に通知しなければなりません。第1項の復旧を行かなかったときの災害共済金は、第7条(災害出済金の支払額)室り項の損害の額を農機里の時価額を基準
- 害共済金の支払額)第2項の損害の額を農機具の時価額を基準 として算定した額とします。

- として算定した額とします。 (他の保険契約等がある場合の災害共済金の支払額) 第9条 共済目的について第4条(災害共済金を支払う場合)の 損害に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又 は共済契約若しくは共済関係(以下「重複契約関係」といいま す。)がある場合であっても、第7条(災害共済金の支払額) の規定により算出した共済金を支払います。 2 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による共済 金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金 をとれるの会計額が、損害の額(他の保険契約等に損害の額を質出
- 無と単限大が関係により扱いにメロイルに体例並えば共資金の額との合計額が、損害の額(他の保険契約等に損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とします。)を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合の支払う共済金の額は、損害の額から重複契約関係により既にありませた保険金型は世済金の合計額を美しました類しませ 支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額としま
- す。ただし、他の重複契約関係がないものとして算出した支払 責任額を限度とします。 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によっ て発生したときは、同種の共済事故による損害ごとに、これら の項の規定を適用します
- 包括契約については、それぞれの共済目的について、前3項 の規定を適用します。

第4章 告知義務・通知義務等

(告知義務)

第10条 加入者は、加入申込みの際、農機具共済に係る共済関係 が成立することにより塡補することとされる損害の発生の可 能性に関する重要事項のうち、組合が農機具共済加入申込書等 により告知を求めた告知事項について、事実を告知しなければ なりません。

(告知義務違反による解除)

- 第11条 農機具共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意若しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することが できます
 - 前項の規定は、 次の場合には適用しません。
 - (1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくな った場合
 - (2) 共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 加入者が第4条(災害共済金を支払う場合)の事故によ る損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認し た場合
 - この組合が解除の原因を知った時(正当な理由によって 解除の通知ができない場合には、解除の通知ができる時) から1カ月を経過した場合第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、
- 組合は、第17条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、災害共済金を支払いません。もし、既に災害共済金を支払

っていた場合は、この組合は、その災害共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については、この組合は災害共済金を支払い

第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入 者の住所あての書面による通知をもって行います。

- (通知義務) 第12条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承諾を受けなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。 (1)共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と第4条(災害共済金を支払う場合)の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
 - 契約又は保険契約を締結すること

共済目的を譲渡すること

(3) 共済目的を解体又は廃棄すること

- (4) 共済目的が第4条(災害共済金を支払う場合)の事故以外の原因により破損したこと
- (5) 共済目的について用途を変更し、又は著しく改造するこ

- (6) 格納場所又は設置場所を変更すること (7) 共済目的について危険が著しく増加すること (8) 前7号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 が発生したこと
- 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害(ただし、前項第3号、第5号又は第7号の事実が発生したときは、その事実の発生したり増加した危険によって発生した損害に限ります。)日本のでは、"等世港へたませい。またり、東京の発生した。 ついては、災害共済金を支払いません。ただし、前項第5号又は第7号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くならなかったときは、この 限りではありません。
- この組合は、第1項の事実が発生したとき(前項ただし書の 規定に該当する場合は除きます。)には、その事実を承認した場合を除き、共済関係を解除することができます。 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不
- 承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承 認したものとみなします。
- 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入 者の住所あての書面による通知をもって行います。 (危険増加による解除)

- 10円間がは、おかけの 3条 この組合は、前条(通知義務)第1項各号の事実の発生 により危険増加(塡補することとされる損害の発生の可能性が 高くなり、当該農機具損害共済に係る共済排金の額が、当該損 害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済排金の 額に不足する状況をいいます。)が生じたときに、同項の通知 がなかった場合は共済関係を解除することができます。ただし、
- 同項ただし書の場合は除きます。 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の 原因を知った日から1カ月経過したときに消滅します。 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この
- 組合は第17条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、 解除となる事実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。
- 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入 者の住所あての書面による通知をもって行います。

(重大事由による解除)

- 第14条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。
 - (1) 加入者(共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。)が、この組合にこの共済関係に基づく災害共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
 (2) 加入者が、この共済関係に基づく災害共済金の請求につまない。又は行わるより、お思う

 - いて、詐欺を行い、又は行おうとした場合 (3)前2号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、 この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場
- 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、 前頃による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第17条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、前項の第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合は、その災害共済金の返還を請求することができます。第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所数との書面による通知をもって行います。

(共済目的の調査)

第 15 条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若

しくは工作物に立入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。

(共済目的の調査拒否による解除)

- 第16条 加入者が、相当な理由がないのに、前条(共済目的の調査)の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除す
- 金)の調査を拒んた場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。
 2 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実のあった日から1カ月以内に行使しないときは消滅します。
 3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。
 (共済関係の解除の効力)

第17条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第5章 共済関係の失効等

(共済関係の失効)

- 第18条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実の発生した時からその効力を失います。
 - (1) 共済目的が第4条(災害共済金を支払う場合)の事故以外の原因によって滅失したこと
 - (2) 共済目的が第5条(災害共済金を支払わない損害)の事故によって滅失したこと(3) 共済目的が解体されたこと(3) 共済目的が解体されたこと

2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第33条(共済関係の承継)第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時から効力を失います。(超過共済による共済金額の減額)

- 農機具共済の共済関係の成立時において、共済金額が共 第 19 条 済価額を超えていたことにつき加入者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。 農機具共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく
- 減少した場合は加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済 金額の減額を請求することができます。

第6章 共済掛金等の追加・返還等

(危険の減少の場合)

- 第20条 共済関係の成立後に、当該共済関係により塡補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの
 - 減額を請求することができます。 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を獲します。

(告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)

第21条第10条(告知義務)、第12条(通知義務)第1項、第33条(共済関係の承継)第1項又は第34条(共済目的の入替え)第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

承認又は承諾する 場合	追加額	払 戻 額
1 加(支事が発生をの害に入事が共場よす共のにも対してものできるが共場よりにも対してものできるが共場をできるが共場とは、できるが共場とは、は、できるが共場とは、は、できるが共働をできるが、は、できるが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	共事適掛費じ金に掛い済項用金賦て等領金のさ率課得の収等額を正るび率共かた差配後共事を済ら共したとをでいるが率共かた差しでであるが率共かた差しができるが率共かた差しができるができるができるができる。	既に領収した共済領収した共済領犯に領土の記載を記述を表す。このでは、一般
2 2 加任済はに的しい相包共のけ体が始ののて動は受そ継係申業れ代別を対している。の続括済承、が対のので動は受そ継係申業れが対のので動は受そ継係申業れた済はに的しい相包共のが本を済みを済みである。	承に過日更等前のたと過日更等前のを残るという。 は後責し済が共か済差 は後責し済が共か済差 は後責し済の額共を がある。 は経間変金更等い	承認又は後 選取 以後 責 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大

し、又は承諾する場合	
3 加的とで似るを通的の組場がる。 一能のし、るに承がるのでは規得しあ更ががる。 一能のし、るに承がるを通的の変合のとなりで変合を機合が表した。 これ おり とで似るを通りの とび いっぱい おり とで は がっと で は がっと	承認とは後妻を表現とは後妻をという。本語をは、後妻をは、我の任とは、我の任とののののののののののののののののののののののののののののののののののの

- (共済掛金の返還―解除の場合) 第22条 第11条(告知義務違反による解除)第1項、第14条(重 2 宋 第11 宋 (日 和 教 例 年 及) 年 1 頃、第 1 頃、第 1 年 代 里 大事由による解除)第 1 項又は第 25 条 (損害発生の場合の手 続) 第 4 項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。第 12 条 (通知義務) 第 3 項、第 13 条 (危険増加による解除) 第 1 項又は第 16 条 (共済目的の調査拒否による解除) 第 1 項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みであるませれば出り、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みであるませれば出り。
- を受けた共済掛金から既経過期間に対して次の表により計算 した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

	返還する場合	返還額
1	共済目的のそのとのというでは、大学のでは他には、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	共済掛金から共済掛金に 経過月数に応じた下記の 係数を乗じて得た額を差 し引いた残額。
2	共済のでは、東京では、東京では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	共済掛金に未経過日数の 共済責任期間に対する割 合を乗じて得た額
3	1及び2による解除以外の事由による解除の場合であって、その解除の原因が加入者の原因がは事由によるがなきないとき	共済掛金に未経過日数の 共済責任期間に対する割 合を乗じて得た額

1の既経過日数に広じた極粉

の既経過月数に応じた係数	
既経過共済責任期間 (月)	係 数 (%)
1	20. 0
2	30. 0
3	40.0
4	50. 0
5	60. 0
6	70. 0
7	75. 0
8	80.0
9	85. 0
10	90. 0
11	95. 0

既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の 応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。

- この組合が共済関 第12条(通知義務)第3項の規定により、 照14 不 (地) おうない がない がない がない により、この につか 共有 係を解除した場合において、解除の事実の発生が加入者の 責め に帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、 共済をからち未経過期間に対して日割りをもって計算した 金額を返還します
- 第12条(通知義務)第3項、第13条(危険増加による解除) 第1項及び第16条(共済目的の調査拒否による解除)第1項

- 以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解 除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して第2項の表に定め る係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還し
- 第12条 (通知義務) 第3項、第13条 (危険増加による解除) 第1項及び第16条(共済目的の調査拒否による解除)第1項 以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解 除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、こ の組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって 計算した金額を返還します

(共済掛金の返還一失効の場合) 第23条第18条(共済関係の失効)の規定により共済関係が失 第23条第18条(共済関係の失効)の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
(共済掛金の返還一超過による共済金額の減額の場合)

- 4条 この組合は、第19条 (超過共済による共済金額の減額) 第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立 の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還し ます
- この組合は、第 19 条(超過共済による共済金額の減額)第 2 項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経 過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

第7章 損害の発生

(損害発生の場合の手続)

- 第25条 加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき 損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通 知しなければなりません。
- 共済目的について第4条(災害共済金を支払う場合)の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。加入者は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を
- 作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に 提出しなければなりません。
- 提出しなければなりません。
 加入者が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所にあてての書類による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

(損害防止義務)

- 第 26 条 加入者は、共済目的について通常すべき管理及び操作そ
- 26条 加入者は、共済目的について通常すべき管理及び操作その他の損害防止を怠ってはなりません。加入者は、第4条(災害共済金を支払う場合)の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。この組合は、加入者に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。 確左物及び次難品の帰属)

(残存物及び盗難品の帰属)

- この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、 加入者がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして災害共済金を支払った場合は、この限りではありません。加入者は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこのない。
- 加入者は、 の組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書 類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、 当該要求による必要な行為のために、加入者が負担した費用は この組合が負担します。 3 盗取された共済目的について、この組合が災害共済金を支払
- ・ MARCAULAGI HPJICTOVIC、この組合が災害共済金を支払った場合は、その共済目的について有する権利は、共済金額の新調達価額に対する割合によって組合に移転します。なお、加入者は、盗取された共済目的を発見し又は回収したときは遅滞なくこの組合へ通知しなければなりません。 (評価人及び審判人)

- 第28条 新調達価額又は第7条 (災害共済金の支払額) 第2項の 第28条 新調達価額又は第7条(災害共済金の支払額)第2項の 損害の額について、この組合と加入者又は災害共済金を受け取 るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と 分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した各1名ず つの評価人の判断に任せるものとし、評価人の間で意見が一致 しないときは、評価人双方が選定した1名の審判人の裁定に任 せなければなりません。 1前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対 する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担 の割合け前項の判断又け裁定において定めます。
- の割合は前項の判断又は裁定において定めます。

(第三者に対する権利の取得)

第29条第4条(災害共済金を支払う場合)の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が災害共済金を支払る場合において、この組合が災害共済金を支払る。 払ったときは、この組合は、加入者がその損害につき第三者に

対して有する権利(以下この条において「加入者債権」といい ます。)について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わり取得するものとします。

(1) 組合が損害の額の全額を災害共済金として支払った場合

(1) 紅石が頂音が限り上限での日本のでは、加入者債権の全額は、加入者債権の全額(2)前号以外の場合は、加入者債権の額から、災害共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額前項第2号の場合において、組合が加入者に代わり取得せずに加入者が引き続き有する債権は、組合が加入者に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとします。第27条(残存物及び盗難品の帰属)第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。

(共済金の支払時期)

(共済金の支払時期)
第30条 加入者が第25条(損害発生の場合の手続)の手続をし、この組合が災害共済金の額を確定した場合は、手続をした日から30日以内に災害共済金を支払います。
2 前項の規定にかかわらず、この組合が災害共済金の額を確定するための必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、速やかに災害共済金を支払います。
(共済金支払後の共済関係)
第31条 この共済関係は、この組合の支払った災害共済金の合計額が共済金額に相当する金額となった場合に消滅します。
2 前項の場合を除き、この組合が災害共済金を支払ったときにおいても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。

- せん。 包括契約については、それぞれの共済目的について、前2項 の規定を適用します。

第8章 その他

(共済関係の継続)

- (共海関係の極短) 第32条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしよ うとする場合において、農機具共済加入申込書に記載した事項 に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合 に告げなければなりません。この場合の告知については第10 条(告知義務)の規定を適用します。 2 前項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済 証券を交付します。 (土済関係の承継)

(共済関係の承継)

- 第33条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継することがでませた。 きます。
- 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続その他の包括承継の日 から14日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしな
- ければなりません。 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時(共済 目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時)からそ の効力を生じます。

(共済目的の入替え)

- 第34条 共済目的が共済責任期間中に廃棄され、その代替として
- 而であり。 前項の規定による承認の申請は、当該共済目的の入替えの日から14日以内に行わなければなりません。 この組合は、農機具の入替えのあった後でも第1項の承認を
- 3 この組合は、農機具の入替えのあった後でも第1項の承認をした後でなければ、第1項に規定する新規に取得した農機具について発生した損害については、災害共済金を支払いません。(他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合)第35条 他人が所有する農機具を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のために、その農機具を農機具損害共済に付すことができます。
 2 前項の場合、農機具の所有者は、自己の所有する農機具の損害については、加入者に優先して直接この組合に災害共済金の支払を請求することができます。
 3 加入者は、前項の損害に対して農機具の所有者に損害賠償を行った額又は農機具の所有者が承諾した額を限度に、共済金の支払を請求することができます。
 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損害については、加入者に災害共済金を支払います。
 (準拠法)

(準拠法) 第36条 この約款に規定のない事項については、農業保険法(昭和22年法律第185号)、同法施行令、同法施行規則、任意共済損害認定準則、この組合の定款及び事業規程によります。 (約款の変更を行う場合の対応) 第37条 この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を農業共済団体の事務所

に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ公表するほか、広報誌等に掲載することによ り、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。

付保割合条件付実損塡補特約条項

(この特約が適用できる共済目的の範囲)

条 この特約は、農機具損害共済約款第2条(共済目的の範囲)第1項に規定する農機具及び一定期間他の者に使用された 後に購入された農機具(以下「中古購入農機具」といいます。) に適用します。

(共済金額)

第2条 共済金額は事業規程に定める額を最高の額として、 展の状態で取得した農機具にあっては新調達価額、中古購入農機具にあっては当該農機具を購入するために要した費用(中古購入価額)又は時価額のいずれか低い額を限度に加入者が申し出た金額とします。

(共済金の支払額)

- 第3条 この組合は、この特約条項に従い、この特約条項が付帯された農機具損害共済については、農機具損害共済約款第7条(災害共済金の支払額)第1項の規定にかかわらず、1回の事故につき共済金額を限度として次の各号のいずれかの額を災害共済金として支払います。
 - 音共済金として文払います。 (1) 共済金額が新調達価額に約定割合(新調達価額に対する 付保割合として加入者が加入申込みの際に選択した共 済証券記載の割合をいいます。以下同様とします。)を 乗じて得た額以上の場合は、農機具損害共済約款第7条 (災害共済金の支払額)第2項の規定による損害の額 (2) 共済金額が新調達価額に約定割合を乗じて得た額より低
 - い場合は、次の算式によって算出した額

災害共済 金の額

農機具損害共済約 款第7条(災害共済 金の支払額)第2項 の規定による損害

共済金額 新調達価額×約定割

(準用規定) 第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条 「この特別を選択します。この場 第4条 1条 この特別条項に足めのパストラダにこれでは、この対対が 項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。この場合において、第34条(共済目的の入替え)第1項中「新規の 農機具」とあるのを「新規の農機具又は中古購入農機具」と読 み替えるものとします。

地震等担保特約条項

(組合の支払責任)

- ・条 この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第4条 (災害共済金を支払う場合)及び第5条 (災害共済金を支払わない損害)第2項第2号の規定にかかわらず、地震等によった済目的に発生した損害について災害共済金を支払います。 (地震等災害共済金の支払額)
- 2条 この組合が前条に従い支払う災害共済金の額は、次の算 式によって算出した額とします。ただし、農機具損害共済約款 第7条(災害共済金の支払額)第2項の損害の額が、新調達価 額の100分の5に満たない場合には、災害共済金は支払いませ ん。

災害共済 農機具損害共済約款第7 条第2項の損害の額 金の額

共済金額×0.5

新調達価額

- 2 地震等によって共済目的に発生した損害については、付保割合条件付実損塡補特約を付した共済関係にあっても、付保割合条件付実損塡補特約条項第3条(共済金の支払額)の規定にかかわらず、前項の規定により災害共済金を支払います。 (準用規定)
- 第3条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条 項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。

附

附

則 この約款は、平成26年4月1日から施行する。 則 この約款の変更は、共済規程の一部改正(愛知県知事の認可 のあった日又は平成30年4月1日のいずれか遅い日から施 行)の施行日から施行する。 則 この約款の改正は、平成30年6月6日から施行し平成30年 4月1日から適用する。 則 この約款の改正は、令和2年4月16日から施行し令和2年4月1日から適用する。

附